

亀井委員

では私から、まず総務部関連の質疑をさせていただきます。

はじめに、行政システム改革の取組の中での指定管理者制度についてお聞きしたいと思います。

指定管理者制度も本格的な導入から1年半が経過しまして、来年度には、3年間の指定期間でスタートした施設の再指定の募集手続を行うということを知りました。先般の代表質問でも、我が会派の鈴木ひでし議員が指定管理者の選定手続等に関しまして、応募者の負担軽減や選定に当たっての公平性、透明性の確保による民間参入の促進の観点から、申請書類の簡素化や統一化、あと外部評価委員会委員の選定について、知事に所見を伺ったところであります。そういう前提を受けまして、指定管理者制度に関して何点かお伺いしたいと思います。

まず、報告資料においても、昨年度の全体的な施設の運営状況というのは、利用者の評価やモニタリングの結果などを見ますと、おおむね良好であると載っておりますが、他の自治体では経営が悪化して、指定管理者が辞退しているケースもあると聞いております。指定管理業務に係る収支の状況は、市町村によっては赤字になっているところもあると聞いておるんですが、特に、本県においては問題がなかったのかどうか、まずお尋ねします。

行政システム改革推進課長

平成18年度の指定管理業務の収支状況でございますが、収支決算差額が赤字になった施設は募集単位の57の指定管理施設のうち、約1割に当たる6施設で赤字となっております。

この施設というのは、公園施設や駐車場施設といったところでございますが、その赤字になった主な要因をそれぞれ見てみますと、例えば駐車場の利用料金収入が、繁忙期の天候不順により当初の予定よりも下回った、あるいは、新たにこういった公の施設の管理に参加した企業で、必要な初期投資を行ったため、それが1年では回収できないといった状況の中で赤字が計上されたといったものでした。私どもも、指定管理者制度モニタリング会議にもこの状況を報告させていただきましたが、構造的な経営悪化というようなことではないため、心配するものではないということでございますので、本県におきましては、お話にありましたような赤字による撤退というようなことは、今のところはないというふうに考えております。

亀井委員

その6施設の赤字を出されたところに関しては、個別的にしっかりと指導はされているのでしょうか。

行政システム改革推進課長

それぞれ、基本的には各部局の施設所管課が報告を四半期ごとに受けて、あるいは毎月の業務報告を受けておるわけでございますので、そちらの方での指導はしているというところでございます。

亀井委員

今後、そのような指導の徹底の方、よろしくお願ひしたいと思ひます。

次ですが、新聞等の報道を見ますと、知的障害者更生施設などの一部の施設で、食事中の入所者がのどに鶏肉を詰まらせて亡くなったり、施設の行き来の際にバスとダンプの衝突事故が発生していたり、また、ホームページに個人情報が出たというふうな不祥事もあったように聞いているんですが、こうした事故が発生した場合には、どのような対応をとってこられたのでしょうか。

行政システム改革推進課長

日ごろから適正な運営管理に努めていただいているところではありますが、一部の施設ではそうした事故が発生いたしております。こうした事故が発生した場合には、まず施設を所管している各部局の所管課が随時のモニタリングを行う、つまり、立入調査というような形で、すぐに事故の発生原因、いわゆる施設の管理瑕疵ですとか、あるいは業務運営上の過失はなかったか、そういった観点から原因の究明を行い、それから事故発生後の対応も適切に行われていたのか、あるいはその後の未然防止対策というのはきちんと措置されているのか、そういった観点で、まず調査をいたします。そのモニタリング調査の結果を私ども行政システム改革推進課に報告いただき、外部の専門家の方々にお願ひしている指定管理者制度モニタリング会議に改めて報告をさせていただきます。そうした中で、場合によっては、例えば悪質な事件というようなことであれば、指定の取消しということも出てくるわけですが、そうしたことの必要性があるのかということでお尋ねいたします。

幾つか大きな事故がございましたが、これまで議論している中ではそこまでは至らないだろうというような形で整理がされているところでございます。

亀井委員

是非、今後はそういう事故が未然に防げるような体制づくりをしていただかなければ、大丈夫だろうと言われていても、なかなか本当かなというふうに思ってしまうので、その辺のところは厳しくチェックをしていただきたいと思います。

続きまして、指定管理者の選定手続の透明性、公平性に関してですが、施設を所管する部局ごとにばらばらの基準で評価しているということであると、応募する側は大変分かりにくいのではないかと思います。どうしたら分かりやすくなるか、あとはその分かりやすさを県としては、どういうふうに県民に周知徹底させるのかということについて、お尋ねしたいと思います。

行政システム改革推進課長

いろいろ今までも御意見をいただいている部分でござりますが、指定管理者を指定する基準、例えば、関係法令及び条例の規定を遵守し、適切な管理ができることや、相当の知識及び経験を有するものを従事させることとか、そういった指定するときの基準というのは、共通して各条例で規定をしているわけです。何をもちいてそういうふう判断するのかという評価の基準は、それぞれの施設によって、例えば、本当に不特定多数がいつも出入りしている公園施設と、長い期間障害者の方が入所している福祉施設では、全く変わってくる部分がございますので、人員配置の基準の考え方といったものについ

ては、どうしても施設ごとにそれぞれの評価する基準というのを定めて、やっていっていただくという形にならざるを得ないと思います。

ただ、お話しいただいたとおり、それが余りにもばらばらだと、業者にとって非常に分かりにくいと思いますので、そういった部分につきましては、そもそもの評価の基準、あるいはそれを採点するときの配点といったものがきちんと分かるように、これからは提示させていただくという形で進めさせていただいております。

亀井委員

やや細かいことで大変恐縮ですが、指定管理者制度の前の段階で、例えば、施設の清掃業務や害虫駆除を行う業者とかがその施設で仕事をするときには、随意契約や入札により行ってもらっていたものが、指定管理者制度が導入されて、地域の、その施設の周辺の業者がなかなかその施設に近付けなくなったという話をたまに聞くことがあります。それについてはどういうふうなお考えをお持ちいらっしゃいますか。

行政システム改革推進課長

今の委員のお話は、例えば指定管理者がその行っている指定管理業務のうちの一部をほかの業者に委託をする、つまり再委託をするといったケースだと思っておりますが、基本的には協定書の中で、もちろん丸抱えで委託ということは禁止をしておりますので、あり得ないわけです。ただ、その一部の委託を行う場合には、県が承認をするという手続になっておりますので、そうした中できちんと業務が行われたのか、それは、申し訳ありませんが、ちょうど各部局に調査をかけているところでございまして、実態までは把握をしております。そうした中で、以前から懸念されていたのは、例えば大きな民間企業が指定管理者になると、地元というよりも、自分のグループの中の関連企業で全部できてしまい、今まで地元の業者に委託していた部分がなくなってしまうといったことがあります。それにつきましては、指定管理者制度の趣旨からして、指定管理者にそれを義務付けるということはなかなか難しいわけですが、例えばメンテナンスのような業務というのは、同じサービスを受けられるのであれば、わざわざ東京の業者ではなくて、地元の業者にお任せした方が早く来ていただけるわけですから、サービスの向上、指定管理の施設の水準を維持していくというという観点からすれば、地元の業者を使っただけは重要だと思っております。例えば審査するとき、そういった地域への貢献性だとか、地域との連携といった部分を審査の項目の中に含めて評価をしていただくといったことも一つの手法だと思っております。実態的にまだ把握をしていないということもございしますが、考え方としてはそういったところでございます。

亀井委員

今のところの詳細が分かりましたら、またお伝えいただければと思います。

次の質問ですが、指定管理者の選定に係る評価について、コスト削減の効果をどの程度重視するかということが重要だと思っております。コストを優先すると、結果的にサービスの低下を招くというふうな危ぐもありますが、その点についてはどのようにお考えでしょうか。

行政システム改革推進課長

平成17年度に初めて募集をしたときには、指定管理者制度というのは民間の活力を活

用してサービスの維持向上と、もう一つはコストの減を目的としているということで、応募いただいた各団体の方、業者の方も相当意識をされて、コスト削減に努めていただきました。その結果として、前年度までの委託管理をやっていたときと単純に比較しますと、1割強の削減になったという状況でございます。

今度は大部分が再指定になるわけですが、また同じような効果が出てくるかどうかは、難しいと思っておりますし、また、どうしても価格優先という形になってきますと、県として要求している水準を確保できない、サービスが低下するといったことも懸念されるわけでございます。そこで、評価に当たって、余りコストということを過大に評価されないように、例えば全体が100点という評価点の中で言えば、コストといった部分の評価というのは、せいぜい2割とか3割程度の採点で抑えていただく、それからもう一つは、新しいサービスの展開を打ち出してくるといった部分をもっと評価していくと、そういった形で再指定の施設については臨んでいきたいというふうに考えております。

亀井委員

コスト削減をすることによって、先ほど私が申し上げましたような事故が多発してしまったりすると、それは本末転倒ですので、その辺のところをしっかりと熟慮されて、計画していただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

より多くの民間の事業者に、この指定管理者への応募をしてもらうに当たり、準備期間というのがやはり必要であります。前は短期間だったため、応募者が予想よりも少なかったということも聞きましたが、余裕を持ったスケジュール設定ということに関して、今後、どのように考えていらっしゃるでしょうか。

行政システム改革推進課長

来年の4月から募集が開始されるわけですが、それを待たずに、今定例会終了後には公募する施設の名称ですとか、あるいは募集単位については記者発表という形で、なるべく早く周知をさせていただきたいと思っております。そうすることによって、来年度当初からの募集開始に参加する意欲のある企業の方、団体の方には早目に準備をしていただきたいというふうに考えてございます。

それから、初年度の募集のときには、募集期間が短いのではないかというお話がございました。これは施設によって募集期間が統一されていなかったという状況によるものなのですが、平均すると大体46日間ということでもございました。今回は、統一的に2箇月間、60日間程度を目安とするということで統一を図るとともに、この全期間を通じて受付ができるといった形で、スケジュール的にも余裕を持ってやっていき、こうした中で、民間事業者がより応募しやすい環境づくりをしていきたいと考えております。

亀井委員

最後に要望ですが、指定管理者制度の趣旨というのは、民間のノウハウや知恵を活用して、サービスの質の向上を図るとともに、経費の削減を図るというものです。そのためには、民間参入の拡大を図って、より多くの民間事業者等に応募していただいて、競争原理を働かせるということも必要だというふうに考えます。そうした観点から、事前の情報提供が重要になってくると思っておりますので、積極的な情報提供に努めて、民間参入の促進を図ってほしいと思います。

次は、神奈川県知事の在任の期数に関する条例、いわゆる多選禁止条例についての質疑をさせていただきたいと思います。

本年5月30日に、総務省の設置した「首長の多選問題に関する調査研究会」の最終報告書が出されました。メンバーは憲法学の権威の大学教授で、元司法試験の考査委員でもあったという方をはじめ、憲法、政治学、行政学の有識者6名から構成されています。

報告書は憲法論に焦点を当てた内容で、結論は二つあります。一つは、立法主義及び民主主義の観点から、首長の多選制限は憲法に反しないということで、二つ目が、在任期間の制限は、任期と同様、地方公共団体の組織及び運営に関する基本的な事項であるため、制度化するには法律にその根拠を置くことが必要ということでもあります。

今回、多選禁止条例を巡る最大の争点というのは、条例で制限できるか否かということであると思います。つまり、知事はこの報告書の内容について、一つ目の多選制限は憲法に反しないということには賛成、二つ目の法律に根拠を置く必要があるということに関しては反対というか、自分の見解を述べているものというふうに認識しております。

当委員会での昨日の御答弁から察するに、司法判断を仰ぐ必要がある事態も想定した場合、極めて重要な判断材料にもなるというふうに思いますので、法律と条例の関係について、立法解釈論及び立法技術論を中心に質疑をしたいというふうに思います。

まず、この条例提案に際しまして、法律の専門家の意見は聞かれたのでしょうか。聞いたとしたら、どなたに聞かれたのでしょうか。

総務部政策推進担当課長兼企画部政策推進担当課長

今回の検討に当たりましては、一つはお話のありました総務省の研究会報告をベースとして検討いたしました。その研究会の報告の中身を見ましたところ、昨日も申し上げましたが、条例制定権との関係、特に地方自治の本旨との関係につきましては、詳しい説明が読み取れなかったということがございましたので、そうした部分については学識者の方からも御意見、アドバイス等いただきながら検討したところでございます。

御意見、アドバイス等をいただいた学識者でございますが、憲法の分野では横浜国大の教授、行政法の分野では上智大学の教授、それから放送大学の教授、これらの方々からアドバイスをいただいたところでございます。

亀井委員

この条例提案に関して、総務省はどのような見解を述べていらっしゃいますか。

総務部政策推進担当課長兼企画部政策推進担当課長

今回の提案につきまして、総務省からは、そういった話はいただいてございません。

亀井委員

調べましたところ、平成9年に秋田県の寺田知事が、当時の自治省から憲法、地方自治法、公職選挙法に抵触するおそれがあるとの指摘を受けて、多選禁止条例の提案を断念したという経緯がありますが、それ以外に多選禁止条例に関する総務省の見解というのはあるのでしょうか。

総務部政策推進担当課長兼企画部政策推進担当課長

今のお話の秋田県知事が提案をしようとした際の相談という形で、報道がされているわけですが、それ以外に、国会の中でもいろいろ議論がされているとは承知し

ております。

具体的に、多選禁止条例に関しまして、国会での議論の状況を申し上げますと、例えば平成11年6月に、衆議院の「行政改革に関する特別委員会」におきまして、多選禁止に関する大臣の所見が述べられております。また、平成13年11月には、衆議院の総務委員会、また、平成14年の12月には参議院の「政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会」、こうした委員会の中で多選禁止条例に関する議論がなされていると承知しております。

亀井委員

国会でのやりとりに関しては、どんな話が出ているのでしょうか。

総務部政策推進担当課長兼企画部政策推進担当課長

まず、平成11年の衆議院の「行政改革に関する特別委員会」でございますが、野田自治大臣が答弁をしております。多選禁止条例につきましては、条例で多選禁止を自由に定めることはできない仕組みになっているといった答弁がなされております。

次に、平成13年11月の衆議院の総務委員会では、大臣政務官が、条例によって多選を禁止する規定を設けることはできないといった答弁をしております。

また、平成14年12月の参議院の「政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会」では、片山総務大臣が、条例で多選禁止はできないという答弁をしております。

亀井委員

では、もう1回聞きます。今回の条例案では、何で条例で制限できるということになっているのでしょうか、その根拠を教えてください。

総務部政策推進担当課長兼企画部政策推進担当課長

独自の条例で多選禁止を定めることができると考えた根拠でございますが、まず一つ、先ほど申し上げましたように、総務省の「首長の多選問題に関する調査研究会」の報告書により、多選制限自体は憲法に反しないという結論が出されているわけですが、法形式の問題につきましても、その報告書の中で触れられております。これは憲法第92条を引用していると思われませんが、「地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基いて、法律でこれを定める」という規定、これをもって多選制限の制度化は法律に根拠が必要というふうに説明していると思われま。

この条文には、「地方自治の本旨に基いて」という重要なキーワードがあるわけございまして、これは自治体側にとってみますと、この「地方自治の本旨」というのがどういう形で表れるのかというのは、非常に関心が高いところであります。そういう意味で、この「地方自治の本旨」をどう考えるかということなのですが、最近のいろいろな学者等の御意見を聞きますと、現在の日本の地方自治制度は国による関与が多過ぎるという批判がございまして、また、この憲法第92条の解釈として、組織及び運営に関する事項を法律で定めることにつきましては、地方自治の本旨に沿って、可能な限り限定的に解釈されるべきという指摘もございまして、こういったことを踏まえますと、憲法第92条を解釈するに当たりまして、「地方自治の本旨」の関係について、よく検討しなければいけないと考えております。ただ、その報告書の中には、その形跡がございませぬので、その辺につきましても、先ほど申し上げましたような学識者のアドバイス等もいただきま

して、検討を行ったところでございます。

そこで、私どもとしては、この憲法第92条は地方自治体の自由を最大限に尊重するという意味合いではないかというふうに解釈するわけでございます。そうなりますと、この「法律でこれを定める」というのは、自治体の裁量にゆだねては弊害が出るもの、それぞれ自治体が勝手に決めては自治制度自体にいろいろ弊害が出てくるといったような問題に限って、法律で規制すべきであって、それ以外は基本的には自由であるという考え方が成り立ち得るわけでございまして、これにつきまして、私どもが考える、可能な限り限定的に解釈すべきということと同調するわけでございます。

さらにもう一つ、国の地方分権推進委員会が最終報告を平成13年に出しておりますが、この最終報告の中の記述を引用させていただきます。「第92条では、「地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基いて、法律でこれを定める」とされていることから、地方自治制度の制度設計はあげて国会の立法に委ねられているかのような誤解を招きかねない。もとより、これは正しい憲法解釈ではあり得ない」という形で報告書は述べております。これがそのまますべて何でも良いということではありませんが、考え方としては、憲法第92条の解釈をして、さらに自治体の裁量があつてしかるべきと、こういうふうに考えるわけでございます。

そういう意味で申しますと、国の関与の必要性、つまり法律に根拠を置かなければならない必然性ということにつきましては、総務省の「首長の多選問題に関する調査研究会」の報告では十分に説明されていないのではないかということで、私どもは、地方自治体の立場からは可能ではないかというふうに考えたところでございます。これが憲法との関係でございまして。

亀井委員

研究会の報告書の内容についてのそういう認識、解釈は、昨日からの御答弁のとおりだと思いますが、今おっしゃっていただいた国会での答弁は、その内容をしっかりと研究していただきたいというふうに思います。

次の質問ですが、地方自治法第140条には、知事の任期を4年とのみ規定されておりました。また、公職選挙法第10条には知事の年齢要件を30歳以上と規定しています。これについては、法律がいわゆる最低条件、最低基準を示しているというふうな御認識なのでしょうか。

総務部政策推進担当課長兼企画部政策推進担当課長

公職選挙法の規定でございまして、これは全国一律の制度になっているわけでございます。最低かどうかというお尋ねでございまして、今回、研究会の報告によりますと、例えば条例に委任をして、多選制限を各自治体が判断することができるというのも、一つの立法政策上あり得るといふふうに言っているわけでございます。これを現実に、仮に条例に委任するような法改正がなされたとした場合には、各自治体において、それぞれ多選制限を決める自治体、あるいは決めない自治体、こういったものが出てくるわけでございまして、例えば知事なり市長なりの被選挙人資格が変わってくるということがあり得ます。そういう観点で見ますと、公職選挙法は、これがすべての条件ではなく、例えば多選制限のような形のものも、立法政策上プラスした資格要件として設けること

は可能というふうに考えているところでございます。

亀井委員

少し分かりづらかったのですが、もう1回、分かりやすく御説明いただけますか。

総務部政策推進担当課長兼企画部政策推進担当課長

研究会の報告書のとおり法改正が行われ、多選制限が法律によって条例に委任された場合に、例えば本県は多選制限を3期までとして、隣の県が制限をしないということになりますと、本県と隣の県との知事の被選挙人の資格が変わってくるわけでございます。そういう意味では、公職選挙法に加えて、もう一つ、この条例によって被選挙権の制約を受けるということになるわけでございますので、さらにプラスの条件として多選制限の条件が課されるという意味合いになるということでございます。そういう意味では、公職選挙法の規定は、これ以上やってはいけないという制限ではなく、プラスの制限もあり得るといふふうに考えています。

亀井委員

違う角度から話をさせていただきますが、この条例案を見ますと、「公布の日から施行」といふふうに書いてあります。公布をもって初めて条例の効力が及ぶということですが、この公布については、どういう手段によって県民に周知するのですか。

法務文書課長

お話のように、条例は公布の手続をとるわけでございますが、本県では、公布はどのような手段をとるのかというのは、条例で別に定めてございまして、県の公報に登載することとしております。

亀井委員

仮に、この条例が制定されたと仮定した場合に、県民以外への周知はどのようなふうにするつもりでしょうか。

総務部政策推進担当課長兼企画部政策推進担当課長

広報の仕方につきましては、県としてルールが決まっているわけでございます。それ以外につきましては、県として、そういった条例ができたということを発表するなりという形での、一般的広報ということになるかと思えます。

亀井委員

また公職選挙法に戻った質問をいたしますが、公職選挙法第10条では知事の被選挙権、立候補要件に年齢要件のみを定めていて、住所要件は定められておりません。その趣旨は何ですか。

法務文書課長

住所要件は、確かに規定されておりませんが、解説書等による立法趣旨としては、広く人材を得るといふ観点からいふふうに記載がございまして。

亀井委員

そもそも条例を制定したときに県の公報で通知するわけですから、全国民への周知を想定していないわけです。つまり、条例の地域的限界を示しているといふふうに考えるのですが、この公職選挙法の規定からすれば、神奈川県知事の被選挙権は、全国の30歳以上の者に及ぶというわけです。そう言っておきながら、条例として制限できるのかと

いう素朴な疑問があります。要するに、全国から有能な人材を募集するというふうな趣旨であるにもかかわらず、遮断してしまうようなイメージがあるんですが、その点はいかがでしょうか。

総務部政策推進担当課長兼企画部政策推進担当課長

本県が制定いたします条例には、多選禁止条例以外にも種々の条例があるわけございまして、県内にお住まいでない方にも適用されるということもあるわけございまして。

今回の条例につきましては、仮に制定する場合には、一般的に公布のルールが決まっておりますので、そのルールにのっとって公布するということになるわけございまして、あとの手段といたしましては、一般的な県の記者発表なりという形の手段を持たざるを得ないというふうに思います。

ただ、そういった形の、一般的な広報によりまして、県の施策というのを紹介するということは、本県として使っている仕組みでございまして、そういったことを有効に使っていきたいと考えております。

総務部参事（調査担当）

条例で任期制限をする自治体と、しない自治体が出てくるのではないかというお話もありましたが、先ほど申し上げましたように、公職選挙法は、選挙制度の設計としては昭和25年当時、必要な項目について定めているわけございまして、その中では期数を制限するか、しないかについては何ら言及がございません。そういう意味では、法的な空白状態というふうに認識をしております。その中で、私どもは、先ほど申し上げたような平成12年の地方分権一括法の施行といった状況を踏まえまして、各自治体ごとに期数の制限について定めるということができないのではないかと、もしそれをやったとしても、地方自治制度全体の根幹に影響するようなことはないのではないかとというふうに考えているわけございまして。

この点につきましては、総務省の研究会の報告の中にもあるとおり、多選制限をする際のやり方として、法律で一律に規制するという方法もあります。それから、条例に任せるという方法もあります。その際、全面的に条例に任せるといったような方法もあって、その辺は立法政策の問題というふうに位置付けられています。条例に全面委任することになりますと、結果として、多選制限をする自治体、しない自治体、その内容についても多少の差は出てくると、こういうことがその報告の中でも前提とされているというふうに考えています。

藤井副委員長

今、様々議論を聞かせていただいたんですが、そこまで大上段に構えず、もう少し県民としての素朴な意見として、聞いていただきたいと思います。

今の質疑で、県の公報が出てきました。これは法務文書課長にお答えいただいたとおり、公報に載せて、それで周知し、県民以外の方には、インターネットになるのか、何かチラシを作成するのか分かりませんが、一般の広報によるお知らせをするということでした。その中で、素朴な疑問として、神奈川県に住んでいる方と、それ以外の方と、当然、差が出てくるという話なんです。法律の解釈にのっとってとかいうことではなくて、本当に皆さんが、小学生の子供だとか、おじいさん、おばあさんに聞かれたときに、

その周知に違いが出てくることについて、どうやって答えるかという質問です。そのことに対して答弁をお願いします。

総務部政策推進担当課長兼企画部政策推進担当課長

委員おっしゃる問題は、確かにあるわけですが、この多選禁止条例ということに限って申し上げますと、一つは選挙権を有しているのは神奈川県民でございますので、基本的に神奈川県民には、広報などにより周知をするということで、選挙権を持っている方には問題ないと思います。要は被選挙権の問題ということでございますが、制約を受けるのは、今回の条例の場合、3期務めた知事が4期目に出られるかどうかという問題でございます。これは正に不特定多数の方が対象になっているわけではございませんので、その辺の周知はされるものというふうに考えてございます。

藤井副委員長

公職選挙法について、先ほど答弁をいただきました。神奈川県知事ですから、広く人材を集めるということで、政策推進担当課長がおっしゃいましたが、いろいろな人材を集めるにもかかわらず、選択肢というのは随分狭められてくるのではないかという気がします。そうした違いが出てきてしまうということは、是非、御認識いただきたいと思えます。

亀井委員

今、話を聞いていますと、公職選挙法上決められていないようなことがあるということで、それを補完するような意味というふうな形で認識しました。例えば公職選挙法の第10条第4号の、「都道府県知事については年齢満30年以上の者」という規定は、要するに、年齢要件しか書いておらず、それは全国から広く有為な人材を集めるためという趣旨ということですが、そういうふうに、法律のすき間を埋めるということであれば、条例で例えば、「神奈川県知事の被選挙権は、神奈川県に選挙権を有する者」と変えることもできるというふうにとらえられませんか。

総務部政策推進担当課長兼企画部政策推進担当課長

委員のお話は、多選制限以外の被選挙人資格を、例えば条例で定めることができちゃうのではないかと御指摘かと思いますが、今回の多選制限の問題はかなり歴史が古くございまして、昭和20年代の後半から延々と議論をされてきて、かつ国での研究会において何回か検討され、ようやくここへ来て、憲法上の問題にも一定の見解が示されたという、かなり検討が熟し、研究が進められてきた上での提言でございます。お話がありました、例えば住所要件を条例で設けてしまうというようなことにつきましても、仮にそういった需要があるのであれば、同様な形で議論をしなければならない話でございますが、この段階で良い、悪いということを申し上げることではありませんが、多選制限自体につきましてもかなり議論があつて、研究会での方向性も出てきたという要件があつてのもの、というふうに理解しております。

法務文書課長

公選法第10条にある被選挙権の関係につきましては、当然のことながら、法律による制約があるというふうに理解をしているところでございます。なお、法律と条例の関係につきましても、通説では、昭和50年の最高裁判決、徳島市公安条例事件の判決がござい

まして、若干ですが引用させていただきますと、「条例が国の法令に違反するかどうかは、両者の対象事項と既定法の部分を対比するのみでなく、それぞれ趣旨、目的、内容、効果を比較し、両者の間に矛盾があるかどうかによってこれを決しなければならない」とされておりまして。

亀井委員

そうした判例については、後でしっかりと解説いただきたいというふうに思います。というのは、そういうものをしっかりと公表していただかない限り、私が申し上げたような懸念というのは、私だけではなくて、ほかの全国民が抱くと思います。ですから、そういうふうなことを思わせないために、文章で書かれている証拠、理由がしっかり分かるようなものを提示していただいて、解説していただきたいと思います。

話を変えて、条例制定権の程度とか範囲の問題ですが、こうした条例が成立したところは法律の範囲内だから違法ではないというふうな認識をして、条例を制定しないところは、理由があるにせよ、法律に抵触するという認識をしたいと思います。例えば、横浜市も法律に抵触するおそれがあるとの認識であるような条例になったと思うんです。首長の在任期間について、何期にするといったことを自治体ごとの判断にゆだねるといったことは、個人的な意見としては構わないとは思いますが、条例制定権の範囲について、その解釈が日本全国でばらばらで良いのかと、要するに、モザイク模様ができてしまって、それが衆議院議員までやられた松沢知事の国家観なのか、真の地方自治はそこにあるのかというふうに思ってしまう。そういう部分ではどうなのでしょう。

法務文書課長

先ほどの答弁の中で引用させていただいた最高裁の判例も、正に条例と法律の関係について、このような見方をして、こういう結論を出したという判決でございますので、委員お話しの方との関係で、法律に抵触するかどうかの判断というのは、最終的には司法の判断ということになるかと思っています。その際の視点というのは、先ほど申し上げた通説的な考え方に照らして、目的はどうであるかとか、制度がそれぞれ干渉し合わないかとか、そういった全体を見た中で最終的な判断がされていくものと思われま

す。一方、法律により、全国どこに行っても同じような取扱いがされるべきものも、恐らくあるのかと思います。ただ、地域の特性を配慮しなければならない課題というのもあるかと思っていますので、その辺の法律と条例との関係は、個別に判断していかざるを得ないと思います。今のところ、結果として取扱いが違うということも起こり得るというように私は考えております。

亀井委員

例えば被選挙権、期数みたいなものが、条例により各地方自治体で決めて良いということになれば、まだら模様というか、そういうふうな色分けがされた国としての形ができるのですが、こうしたことが条例でできてしまうのかというふうな懸念があります。だから、条例ではいろいろなものができてもそれは致し方ないと思うんですが、一足飛びに条例でやっちゃって、そういうバランスで良いのかというふうな懸念があります。

もう一つ別の角度から言いますと、例えば横浜市は、先ほど言ったように、法律に抵触のおそれがあるからということで多選自粛条例という形にしましたが、それはまだ分かりません。しかし、多選の弊害の危険性があるから被選挙権をはく奪するという事は、余りにもバランスを欠くのではないかと思うんです。これはバランス感覚を聞いているのですが、まだ危険ではなく、危険性があるから駄目だというのは、憲法上、精神的な自由というのは優位の立場にありますから、結構厳しいのではないかというふうに思います。このバランス感覚に関してどうでしょうか。

総務部副部長

バランス論というお話をいただきましたが、本県としては、今、地方分権改革を進めていくという中では、こうした多選禁止をすることが地方分権改革を一步も二歩も進めていく、そういうようなバランス感覚の下で、今回、条例を提案しているところであります。

亀井委員

もう少し突っ込んだ話で、この多選禁止条例が仮に施行されたとして、場合分けをしているいろいろ聞きたいのですが、例えばこういうことはないとは思いますが、この条例が制定された後に、神奈川県とどこかが合併した場合、知事の任期に関しては、どちらの方でカウントすればいいのですか。

市町村課長

合併のケースでございますが、一般論ということで申し上げますと、都道府県も現在、市町村と同じように、自主的合併ができる手続がございます、その場合、編入合併と新設合併があるかと思えます。新設合併の場合は、旧の団体がなくなりますので、新たな団体という形になります。編入合併の場合は、神奈川県が存続団体であれば、神奈川県条例も生きて、知事の期数も生きてくるというのが一般的な考え方ではないかと思えます。

亀井委員

次にお聞きします。

知事が当選して4年たって、その直後に次の知事選の告示があります。その告示があった翌日に知事が自己退職した場合は、期数のカウントはどのように読めばいいのですか。条例の第2条に、「引き続き3期（各期における在任が4年に満たない場合も、これも1期とする）」というのと、もしくは、同条第2項には、知事の職の退職を申し出た者が選挙で引き続き在任することとなる場合の期数のカウントについて規定していますが、どちらで読めばいいのでしょうか。

選挙管理委員会書記長

退職された知事が任期満了選挙に当選した場合には、その任期は、任期満了選挙の期日から起算した4年間でございます。

亀井委員

別にその答えを問うているわけではなくて、要するに公職選挙法というのは、民主政治を制度として確立するために、起こり得る様々なケースを想定して、自由で公明、適正な選挙制度を維持するためにあるわけです。しかし、いざ私が事例を挙げて聞いても、

皆さんも迷われているように、今回の条例案はたった2条しかありません。たった2条で、そういういろいろなケースを網羅できるのかという懸念があったので聞いたのです。だから、期数のカウントを間違わないのだろうかというふうに心配になって聞きました。2条で大丈夫なのでしょうか。

総務部政策推進担当課長兼企画部政策推進担当課長

今回の条例は、2条の構成でございますが、必要な規定は網羅されていると考えております。

あと、関連する規定を適用するということもあるかと思いますが、公職選挙法との関係で、解釈される部分もございますが、多選禁止条例としては2条という形でございます。

亀井委員

公職選挙法は、御存じのとおり270条以上ありますが、同じような被選挙権を制約するような条例をつくるのであれば、やはり県民の皆さんに本当に分かりやすいものをつくらないといけないと思います。ここにいる皆さんが、どうなんだろうというふうに思っているようでは意味がないと思いますので、その辺はもう1回検討していただかなければいけないというふうに思います。

次に、この多選禁止条例について、県民の顔が見えていないのではないかという御指摘も受けたのですが、民意の反映はどういうふうに図ったのでしょうか。

総務部政策推進担当課長兼企画部政策推進担当課長

多選禁止に関する民意の反映ということでございますが、まず一つ、これまで多選禁止条例につきましては、過去2回、平成17年と平成18年に、自粛条例と禁止条例を提案させていただきまして、その際にいろいろな形で議論はさせていただいております。そうした中で、こういった条例を考えているということを県民の皆様にもまずお知らせをしたわけでございますが、それに関しまして、様々なルートで御意見もいただいております。例えば、県民アンケートという形で多選の是非についての御意見を伺ったこともございますし、また、今年に入ってから、県の会議等で多選禁止に関する問題点等につきまして、県民の皆様にも情報提供をさせていただきまして、その際に、併せて御意見の聴取をいたしました。そういう形で県民の皆様の御意見も頂だいしながら条例制定の準備はしてきたところです。

亀井委員

最後の質問になりますが、この条例案を見ますと、目的として第1条のところに、「清新で活力のある県政の確保を図る」というふうに書かれておりますが、例えば、ある知事が3期まで務めて、4期目は出馬しないのですが、出馬する候補を個別的に選挙応援するというようなケースを規制できるのかという心配があります。どうやって規制するのかということは、何か考えられているのでしょうか。

総務部政策推進担当課長兼企画部政策推進担当課長

次の知事候補者を現職の知事が応援をすることについて、制約ができるかどうかというお話でございますが、これは正に知事の政治活動なり選挙運動の問題ということでございまして、我々職員として、その政治家の活動について申し上げる立場にはないとい

うことで、差し控えさせていただきたいと思います。

亀井委員

多選禁止ということが先に来るのではなく、こういう目的があるためにどうするかということを考えていただいて、今のようなケースの場合にはどうしたら本当に清新で活力的な県政になるのか、それを確保できるのかということもしっかり検討していただかなければいけないと思いますので、よろしくお願いします。

最後に意見ですが、法律と条例との関係について、法理論上の明確な判断基準というのが示されていませんので、国等に向けて地方分権の姿勢を示すというような、県としての気概については評価できますが、精神論というものに偏ると、もしかしたら法律違反の疑いも持たれるのではないかという懸念もあります。現に、総務省の「首長の多選問題に関する調査研究会」の報告書では、憲法学が専門の教授が座長となって、憲法上の争点を明らかにされていますが、これまでの知事の主張や今の話を聞いていけば、報告書全体における多選制限が憲法に違反しないということには賛成で、法律に根拠を置くことが憲法上必要という部分については違う見解を示されています。極めて都合の良い受け止め方をしているのではないかというふうに思います。有識者の見解よりも県の説の方が正しいと言わんばかりのような主張だというふうに聞こえます。やはり常識的に考えても、県知事の被選挙権というのは全国にも及ぶわけですから、もう一度、どうしたらいいかということ、法律で規定するのかどうかということも考えながらやっていただければと思います。この条例の制定については、私自身の考え方としては、立法解釈、立法技術ともに未成熟な部分が大いにあるというふうに思います。

次に、企画部関係について質疑をさせていただきます。

「新たな情報化社会かながわの推進(仮称)」の作成について報告がありましたが、「ユビキタスネット社会かながわの実現に向けて」という副題になっています。神奈川県構想・実施計画の中でも、IT関連の施策等を整理したものと理解していますが、我が会派の鈴木ひでし議員は代表質問で、ユビキタスネット社会の実現に向けては、グランドデザインを県民に示して取り組むべきであるというふうなことを申し上げております。そこで、ユビキタスネット社会の実現に向けた県の考え方について、何点かお尋ねしたいと思います。

はじめに、そもそも県としてユビキタスネット社会を推進していこうとした背景について伺いたいと思います。

情報システム課長

どのような背景でユビキタスネット社会について検討することになったのかということでございますが、ITが急速に進展、普及する中で、ITを高度に利活用するネットワークの将来像の一つといたしまして、平成14年度ぐらいからユビキタスネットワークという言葉が頻繁に使われるようになりました。政府のIT戦略本部でもユビキタスネット社会の実現ということが目標の一つとなっております。ユビキタスネット社会の実現には多くの課題がありますが、実現すれば県民生活の様々な場面で利便性が高まることが考えられるということでございますので、県民の福祉の向上という観点から、県といたしましてもその実現を後押ししていくという考え方でございます。

亀井委員

「新たな情報化社会かながわの推進（仮称）（案）」の副題にあるユビキタスネット社会についてですが、総務省の平成17年度ICT政策大綱のイメージ図が参考資料の5ページにあります。国としてのイメージは分かるのですが、県としてはどういうイメージをされているのか分からないので、教えていただけますか。

情報システム課長

イメージといたしましては、この参考資料に引用したイメージと同様なイメージを持っております。ただ、私たちが考えておりますのは、神奈川力構想・実施計画に沿って、いろいろな行政分野でそれぞれITを活用して、いろいろな施策に取り組んでいく中で、そういったユビキタスネット社会が実現することによって、県民の福祉向上に役立っていくという考え方でございます。ただ、国は2010年度を目指してイメージを描いておきまして、私どもも、2010年をある程度目途として整備をさせていただいておりますが、2010年にこの絵に書かれているようなことが、すべて行き渡るかどうかということとは不透明な部分がございます。

亀井委員

県としてのイメージの概略は理解したつもりですが、生活者単位で考えた場合、国の情報、県の情報、住んでいる市町村の情報というのがあると思います。1人の生活者に対して、その情報の中で、例えばギャップがあるようなことがあればまずいと思います。例えば情報量とか、情報の質とか、またはネット間の規格の違いがあつたりすると、互換性の問題も生じてくるかと思いますが、そのことについてはどのように考えていらっしゃるでしょうか。

情報システム課長

規格というのはいろいろございますが、例えば家電品で話題になる規格の統一の問題などは、ITの機能や利便性を高める上で非常に重要でございまして、特にネットワーク上での共同利用ということをお考えますと、必要不可欠なことと考えております。

そこで、県と県内市町村による申請・届出等の電子自治体サービスにおきましても、できるだけ県と市町村のそうした規格をそろえようということで、協議、調整に努めておるわけでございます。例えば、データ形式には長さとか順序といったいろいろな形式がございますので、そのデータの形式をそろえるといったことを考えております。それから、今後ユビキタスネットワークを使った様々なサービスを行うに当たり、県と市町村とで規格の整合等の連携をとる必要がある場合には、県と市町村で高度情報化推進会議というものを設けておりますので、今後はそういった場を通じて調整をしながら取り組むことによりまして、県民の皆様にも、より快適に使えるような形ということで考えてまいりたいと思っております。

亀井委員

先ほどの県としてのイメージとも少し重なると思うんですが、こういうユビキタスネット社会を構築するに当たって、どんなメリットがあるというふうに考えていらっしゃるのでしょうか。財政的な面でのメリットが分かれば教えていただきたいと思っております。

情報システム課長

県として、直接の財政的なメリットというのはなかなか難しいかと存じますが、県の各行政分野で施策を進める場合に、ITを利用して行うというものが非常に多いわけでございます。それは参考資料にも入れさせてもらっておりますが、そういった施策を進めるためには財源を投入せざるを得ないわけで、それによって県民の福祉を向上していくと、そういう考え方でございます。

亀井委員

最後の質問になりますが、ITの普及に伴った安全性のことについてですが、プライバシーの保護ですとか、情報セキュリティの確保等いろいろな問題があると思います。県としては今後、そういうユビキタスネット社会が構築されることによって、このような安全性の面での課題についてはどのように取り組んでいくお考えでしょうか。

情報システム課長

安全性の問題ですとか、いわゆるデジタル・ディバイド、つまり情報格差の問題というのは、常に考えておかなければいけないことだと考えています。特に安全性の問題につきましては、例えば交通弱者の方、目の見えない方がいろいろなITを通じて安全に歩行できるようなアナウンスをするといったような取組が考えられております。

それから、デジタル・ディバイドについては、神奈川県全体としては先進的な基盤整備がされているわけですが、中には情報リテラシーがなかなか高まらないという方もいらっしゃると思いますので、そういった方々にも情報のいろいろな差がつかないように、講習会を行ったり、あるいは教育の問題もございますので、生涯教育のようなところでも県全体としてサポートしていくと、こういうようなことを考えております。

亀井委員

最後に要望ですが、ITの活用に関しては、国は総務省を先頭に、例えば総務省内でも公務員のテレワークの推進というように、働き方の改革というのをやっています。今定例会での様々な議論を聞いていても、公務員の人数を減らすべきというふうな話にもなってくるのですが、例えば少子高齢化社会の対策として、テレワークを実施することによって、男女共同社会と言われていきますから、父親も母親も子育てができるようにするということは前提にはなってくると思います。自宅で勤務することによって、交通費は削減できると思いますし、そういういろいろな働き方の工夫によって、人件費もどんどん減ってくるというふうに思います。公務員を減らすという大上段の話もあるとは思いますが、ITを含めた働き方の工夫についての、しっかりとしたそういう政策を打ち出してほしいというふうに思いますので、よろしくお願いします。

では、最後は基地関係について、再編交付金と、あとは原子力防災訓練がこれからあるということですので、そのことについて質疑をさせていただきます。

報告資料により説明いただきましたが、在日米軍司令部再編のための移行チーム発足や、原子力空母配備に向けて準備が進むなど、基地の利用強化や地元負担増の動きが進んでいます。そこで、地元負担と財政措置の観点から、まず、再編交付金制度について伺いたいと思います。

確認の意味で、米軍再編特措法の趣旨、これまでの経緯、さらに今後のスケジュールがどのようなものかお尋ねします。

基地対策課長

米軍再編特措法は、正式名称を「駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法」と申しまして、昨年5月の在日米軍再編の日米協議で合意された「再編実施のための日米のロードマップ(工程表)」、こちらを法制面、経費面を含めて、迅速に実施するといった趣旨での位置付けとされているところでございます。

米軍再編特措法には、再編により新たに負担を担うことになる地元に対しまして、地域振興策等の措置を実施することとして、再編交付金制度などに関する規定がございます。それ以外にも、駐留軍従業員等の雇用の確保に関することや、あるいは海兵隊部隊のグアム移転の経費等を負担することが盛り込まれてございます。

この米軍再編特措法は、今年の5月末に公布されまして、3箇月後の8月に施行規則が制定されております。南関東防衛局、以前の横浜防衛施設局でございますが、そちらの方からの説明によりますと、県内の再編交付金の対象となる防衛施設につきましては、横須賀基地及びキャンプ座間、そして対象自治体といたしましては、横須賀市、相模原市、座間市が該当となる見込みであるといったお話をいただいているところでございます。

今後は10月の中旬くらいまでに、正式に防衛大臣から、対象施設、対象市町村、さらには交付額の内示がされまして、その後、各市町村から交付申請をするといった運びになると聞いているところでございます。

亀井委員

交付額は今後判明してくるとは思いますが、制度上の交付額の算定はどのようになっているのか教えていただけますか。

基地対策課長

交付額の算定でございますが、再編に伴って生じる負担の増加、それから減少を定めた項目ごとに各々点数付けをいたしまして、加点と減点の合計で最終的に自治体ごとの負担の点数を計算するといった方法でございます。そういった負担を勘案する項目といたしましては、例えば防衛施設の面積がどのように変化したかといったことや、飛行場や港湾等の施設の状況がどう変化したかといったこと、または航空機、艦船等の種類の変化、さらには地対空誘導弾パトリオットの配備状況、あるいは部隊の人員の変化、そういったものが考慮されるというふうにされております。

具体の交付額の算定に当たりましては、基本的には各負担に応じた合計点数を出しまして、その点数に基本配分額というものを乗じまして、その結果、年度ごとの交付限度額を算出するという仕組みでございますが、例えば特別な場合にこういった調整が可能であるといったものが数々ございまして、さらには基本配分額につきましても、施行規則の段階でも明らかにされていないといったような状況から、現段階でどの程度の交付額を受けるかというのは、不明な点が多く暫定的な状況にあります。

亀井委員

算定は結構難しいと思いますが、横須賀基地への原子力空母の配備が点数化されるとした場合、その積算は分からないのでしょうか。

基地対策課長

横須賀基地への原子力空母の配備に関しましては、施行規則の装備点数の記載の中で、航空機、艦船の数や種類の変化の項目で規定されておりまして、さらには、別表で艦船の原子炉を設置したものへの変更ということで、交付点数として2点という位置付けがなされております。

ちなみに、他の負担点数と比較していただきますと、国としての位置付けが見えてくるかと思いますが、例えば100ヘクタール、坪数にして約30万坪の防衛施設の面積が増加したといった場合には1点という位置付けになっています。また、部隊の人員が2,500人以上増えたといった場合には1.5点という位置付けになっております。横須賀基地におきましては、艦船の原子炉を設置したものへの変更でございますが、それ以外に、例えば人員、あるいは設備の状況等で加点するもの等があれば、これらを勘案した上で算定がなされるといったことになると思います。しかし、先ほど申し上げましたとおり、現段階では不明な部分が多く、この段階では具体的な額を算定することは不可能な状況でございます。

亀井委員

交付対象となる事業というのは、具体的にはどのような事業が想定されるのかということ、また、今年度も既に半ばを過ぎましたが、地元自治体はその再編交付金の対象事業に着手するまでのスケジュールというのが分かれば伺いたいと思います。

基地対策課長

再編交付金の助成対象事業につきましては、施設整備、あるいはソフト事業と、幅広く対象としている状況でございます。例えば、住民への広報事業でありますとか情報通信、教育、スポーツ、文化振興、さらには福祉、医療、環境、交通、公園整備、あるいは企業の育成といったように、幅広く規定しているところでございます。また、こうした幅広い対象としつつも一定の制約もございまして、例えば再編により影響を受ける住民の生活の安定に資する地域での事業に限るといったことや、あるいは市町村が毎年度行っている事業で、その再編の円滑な実施のために、特別に実施するものとは言えないといったものに関しては除外するといった規定もございます。

今後の地元自治体の事業着手に向けたスケジュールでございますが、10月中には、先ほども御説明しましたように、対象防衛施設ですとか、対象市町村、あるいは今年度の交付額の内示が行われた後に、市町村からの事業申請の受付が始まりまして、一定の審査が行われた後、事業採択といった運びとなると承知しておりますが、御指摘のように、既に年度半ばを過ぎようとしている状況でございます。手続に要する時間等の面で、対象自治体の事業執行に不都合が生じるようであれば、県としてもきちんと国に対して配慮を求める等の対応をしまいたいというふうに考えております。

亀井委員

具体的な交付額も含めて、運用についてはまだ不明確な部分が非常に多いというのは分かりましたが、県として、この再編交付金制度をどのように受け止めていて、また地元の重い負担に見合った財政措置の実現に向けて、これからどのように取り組んでいくお考えでしょうか。

基地対策課長

米軍再編特措法の趣旨から、再編事業の進ちよくに応じて交付金を交付するという制度となつてございまして、知事からも定例会見や本会議等において、こうした進ちよくに応じて、また、国への協力度合いに応じて交付額を決めるといったやり方は良くないという見解を述べさせていただいておりますが、制度として好ましいものではないといった受け止め方を私どももしております。しかしながら、制度としてできた以上は、再編によって分担する負担に応じて、適切に交付がなされるべきと考えてございます。県といたしましては、かねてより、長年にわたって重い負担を担ってきた市町村の実情に応じた負担軽減策を求めてきたところでございます。再編により新たに生ずる負担に限らず、米軍再編特措法というのは10年の時限立法となっておりますので、10年たった後はどうするのかといった問題もございます。そこで、新たな財政措置も含めて、基地負担の実情に応じた負担軽減策を充実強化することを国に求めているところでございます。

本年5月の国への要望の際も、こうした趣旨を盛り込んで要望させていただいたところでございます。また、8月に、県内の基地関係者で構成しております神奈川県基地関係県市連絡協議会の定例要望におきましても、財政措置の創設を含む地域振興策の新設を国に強く求めたところでございます。私どもとして、引き続き国による財政措置の充実につままして、基地関係者と連携して取り組んでまいりたいと考えております。

亀井委員

次に、原子力防災訓練について、報告資料の10ページの部分で2点ほどお聞きします。今回の訓練について、参加機関が横須賀市、神奈川県と書いてありますが、周辺市の三浦市や横浜市が訓練に参加されないのは何か理由があるのでしょうか。

基地対策課長

今回の原子力防災訓練は、原子力空母から人体及び環境に影響を与えるごく微量の放射性物質を含む冷却水が放出したといった発災想定になってございます。したがって、その発災による影響が基地内にとどまることとして訓練を実施するといったことから、周辺市の参加は予定されていないというふうに理解しております。

なお、日本政府が試算した原子力艦災害発生時の応急対応範囲としては、原子力空母の場合は半径3キロメートル以内という見解を持ってございますので、これは横須賀市内にとどまるということで、周辺市の参加は予定されていないというふうに受け止めております。

亀井委員

参加機関として本県が入っているわけですが、神奈川県としてはどのような形でこういう訓練に参加していくのでしょうか。

基地対策課長

県の参加の取組についての御質問でございまして、まず、昨年8月16日の知事の定例記者会見におきまして、通常艦配備の可能性は皆無であるといったことを確認したということを踏まえて、安全航行確認体制、そして、防災対策等の確実な実施等を条件といたしまして、原子力空母の入港もやむを得ないといった見解を表明させていただいたところでございます。したがって、県としては、こうした条件としたものがきちんと守られるように、積極的に訓練に参加すると同時に、こうした条件としたものを守ら

れるよう求めていきたいというふうに考えております。

訓練への参加につきましては、委員お話しのとおり、神奈川県も今回参加するという事になってございます。訓練の内容がどのように位置付けられているのかということでございますが、まず、行政間の情報の伝達訓練がございます。それ以外にも横須賀基地には5,000人近い日本人従業員の方が勤務されておりますので、そういった方々を避難誘導するといったようなこと。それ以外に、空母のモニタリング等が訓練のシナリオに盛り込まれておりますが、具体的に県としてどの部分をどのように担当していくのかといったことに関しては、関係者が集まって、更に詳細な詰めをしていくというところでございます。今後、こうした訓練の参加の機会をとらえて、県としても十分な役割を果たしていきたいというふうに考えてございます。

亀井委員

最後に要望として、2点お話をさせていただきますが、再編交付金制度の運用に当たっては、少しでも基地負担軽減に役立つように、県としても国への働き掛けを行うことと、あと地元自治体への支援制度を強化していただきたいと思っております。

もう一つは、永久的に基地というのがあるというふうに仮定した場合、この時限立法による再編交付金だけでは、どうしても足りないということを県民から私も聞きますので、より一層の財政措置の充実強化をしっかりと働き掛けて、県として地元自治体や周辺自治体にもしっかりとそういう財政措置ができるようにしていただきたいと思っております。以上で終わります。

委員長

署名委員

署名委員